

## 12. 事業承継時の経営者保証解除支援

- 新規借入や既存の経営者保証付借入の借換の際に、経営者保証を不要にすることが可能な保証制度です。
- さらに、経営者保証コーディネーター<sup>(注)</sup>による確認を受けた場合には、保証料率が大幅に軽減されます。

(注) 4月1日以降は中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認に変更となります。

名称	事業承継特別保証制度
申込人 資格要件	次の(1)かつ(2)に該当する中小企業者 (1) 3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」(※1)を有する法人 又は 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、 承継日から3年を経過していないもの (2) 次の①から④の全ての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② 返済緩和中ではないこと ③ EBITDA有利子負債倍率(※2)が15倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること ※1 信用保証協会所定の書式による計画書が必要 ※2 (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
申込方法	与信取引のある金融機関経由に限る
保証限度額等	2.8億円(うち無担保80百万円) ※責任共有制度(8割保証)の対象
保証期間	【一括返済の場合】1年以内、【分割返済の場合】10年以内(据置期間1年以内)
対象資金	事業承継時までに必要な事業資金 既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
保証料率	0.45%~1.90% 【経営者保証コーディネーター <sup>(注)</sup> による確認を受けた場合、0.20%~1.15%に大幅軽減】 (注) 令和5年4月1日以降は中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認に変更となります。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/2020/200115kaijoshiryou02.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部金融課 (03-3501-2876)

## 13. 遺留分に関する民法の特例

- 先代経営者が自社株式・事業用資産を後継者に集中的に贈与等した場合、その他の推定相続人の「遺留分」が侵害されるおそれがあります。
- 経営承継円滑化法の定める本特例を活用すると、それらの価額について、  
① 遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意)  
又は  
② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)  
をすることができます。

- ただし、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要です。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

## 14. 所在不明株主に関する会社法の特例

- 一般的に、株主名簿に記載はあるものの会社が連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。
- 会社法上、所在不明株主からの株式買取り等には通知等が「5年」以上継続して到達しないこと等が必要ですが、経営承継円滑化法は、都道府県知事の認定を受けることを前提に、「5年」を「1年」に短縮します。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)



### 【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県

## 15. 事業承継ガイドライン

- 中小企業経営者や支援機関に対して、早期・計画的な取組を促すため事業承継診断や、円滑な事業承継の実現のため必要な5つのステップ等を示しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei1.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 16. 中小M&Aガイドライン

- M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、支援機関に対して適切なM&Aのための行動指針を示しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001-2.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 17. 中小M&Aハンドブック

- 中小企業経営者に対して、中小企業を対象とするM&Aについてイラストを用いてポイントを解説しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001-2.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 18. 中小PMIガイドライン

- M&A実施後の経営統合（PMI：Post Merger Integration）について、譲受側が取り組むべきと考えられる取組等を示しています。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi\\_guideLine.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideLine.pdf)



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 19. 事業承継診断

- 中小企業経営者が事業承継に向けて実施すべき取組を簡単にチェックできます。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



## 20. ローカルベンチマーク（略称：ロカベン）

- 企業の経営者と支援機関がコミュニケーション（対話）を行いながら、企業経営の現状や課題を相互に理解し、経営者の「気づき」により、個別企業の経営改善を目指す場面等で活用できます。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben)



### 【お問い合わせ先】

経済産業省経済産業政策局産業資金課（03-3501-1676）

## 21. 経営デザインシート

- 中小企業の事業承継・引継ぎにおいては、後継者・譲受側が、現経営者・譲渡側の協力を得て、事業承継・引継ぎ後の自社の将来を構想する場面等で活用できます。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei\\_design/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html)



### 【お問い合わせ先】

内閣府知的財産戦略推進事務局（03-3581-1854）

## 22. 中小企業大学校

● 全国9か所の中小企業大学校や地域本部、Webを通して経営者や後継者等を対象に多彩な研修メニューを提供しています。

- ✓ 自社のさまざまな課題の解決、経営革新をもたらす力を身につける実践的なカリキュラム
- ✓ 年間約2万人、これまでに延べ70万人の受講者による情報交換などヒューマン・ネットワークの活用
- ✓ 参加しやすい安価な受講料、かつ助成金制度も活用でき、さらに快適な研修環境において受講可能

### 主な研修メニュー

研修名	期間	定員	受講料	内容	実施校
経営後継者研修	10カ月	20名	1,283,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営者として変化を読み取る能力、柔軟に対応する能力、的確な判断を下す知識を身につけます。</li> <li>✓ 自社と自身の理想とする未来像の実現に向けて自律的に行動できる後継経営者を目指します。</li> </ul>	東京校
後継者・次世代経営幹部としてのスキルアップ研修	4日間	30名	36,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 昨今の激しい環境変化に対応するために、自社の経営のあり方や自身に求められる役割・心構えを学ぶとともに、自社の今後の成長シナリオ・行動目標を検討します。</li> </ul>	人吉校
後継者のための企業経営スクール	4日間	5名	28,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 後継者に必要な心構えや経営の着眼点、実践ポイント学習、事例研究、行動計画策定等を通じた実践力を学びます。</li> </ul>	Web校
現経営者のための事業承継ポイント講座	3日間	5名	24,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業承継にあたっての心構え、後継者の選定・育成ポイントについて学ぶとともに、自社の事業承継計画書を策定します。</li> </ul>	Web校
次世代トップリーダー養成講座	2～3日間	20～30名	22,000～32,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えを学び、今後の自身の成長へのシナリオや行動目標を検討します。</li> </ul>	旭川校 仙台校 東京校 等

✓ ご不明な点等につきましては、以下の(独)中小企業基盤整備機構の問合せ窓口宛に、ご連絡ください。

✓ 令和5年度の研修内容(全体)につきましては、以下の同機構のHP検索サイトをご覧ください。



### 【お問い合わせ先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (03-5470-1560)

■ HPトップ <https://www.smrj.go.jp/institute/>

■ 研修検索サイト

<https://inst.smrj.go.jp/search/init/kigyoo? ga>



## 23. 小規模企業共済

- 小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。
- 掛金が全額所得控除されることによる節税効果などがあるだけでなく、掛金の納付期間に応じた貸付限度額の範囲内で、事業承継(事業用資産または株式等の取得)に要する資金を低金利で借入れすることもできます。

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/about/index.html>



### 【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構 共済相談室 (050-5541-7171)

## 24. 信用保証協会による自主廃業支援

- 現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、必要な事業資金の調達を支援します。

名称	自主廃業支援保証制度
申込人 資格要件	次の(1)から(3)の全要件を満たす中小企業者 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。
申込方法	主たる取引のある金融機関経由に限る
保証限度額等	3,000万円 ※責任共有制度(8割保証)の対象
保証期間	1年以内(かつ、終期は解散予定日より前)
対象資金	廃業計画の実施に必要な事業資金
保証利率	0.45%~1.90%

### 【お問い合わせ先】

最寄りの信用保証協会

<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>



## 25. 経営安定特別相談室

- 経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が、債権者などの関係者への協力要請や倒産関係法律の手続きに関する助言等の相談に応じ、問題の解決を支援します。

### 【お問い合わせ先】

主要商工会議所（日本商工会議所 電話：03-3283-7917）  
[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku\\_info-1.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-1.pdf)



各都道府県商工会連合会  
（全国商工会連合会 電話：03-6268-0085）  
[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku\\_info-2.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-2.pdf)



## 26. 事業承継・引継ぎ支援センター（再掲）

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関する相談を行うほか、廃業を選択肢として考えている相談者に対して、廃業を決定する前にM&Aや経営資源引継ぎに関する助言・相談を行います。
- これらが困難と見込まれる場合には廃業に関する相談対応を行います。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい  
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



## 27. 経営者保証ガイドライン（再掲）

- 中小企業の廃業時における経営者等の個人破産回避に向け、「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方」（令和4年3月4日）が公表されています。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/2022/220304.html>



### 【お問い合わせ先】

取引金融機関  
商工会議所 <https://www5.cin.or.jp/ccilist>  
商工会 [https://www.shokokai.or.jp/?page\\_id=1754](https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754)

## 28. 中小企業活性化協議会

- 令和4年4月、中小企業再生支援協議会を経営改善支援センターと統合し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を全国47都道府県に設置しました。
- 事業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の収益力改善、事業再生及び再チャレンジの幅広い相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、財務や事業の見直しが必要な企業については、常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成）が計画策定を支援します。計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

- 具体的な支援内容は、以下のとおりです。

### 【収益力改善支援】

- ・ 収益力の低下、増大する債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある中小企業に対し、資金繰り計画やポストコロナに向けた収益力改善のためのアクションプラン等の策定を支援します。

### 【事業再生支援】

- ・ 収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業に対し、公平中立な立場から金融機関等の関係者間の調整を行い、再生計画の策定を支援します。

### 【再チャレンジ支援】

- ・ 事業再生が極めて困難な場合に、企業の円滑な廃業や経営者等の再チャレンジに向けた債務整理を目的として、相談企業（経営者）への助言や代理人弁護士の紹介を実施します。
- ・ また、企業の法的整理等により保証債務が顕在化した保証人に対し、経営者保証に関するガイドライン（単独型）による保証債務の整理を支援します。

### 【お問い合わせ先】

中小企業活性化協議会一覧  
[https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact\\_lists/16](https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16)

